**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成三十年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社北谷スポーツセンターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十八日

沖縄県中頭郡北谷町字桑江四三二番地

合資会社北谷スポーツセンター

代表社員　米須　義明

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十八日

東京都墨田区太平四丁目二四番一三―六〇三号

和光シルバーケア合同会社

代表社員　甘中　正一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成三十年四月十八日

兵庫県加古川市平岡町土山一二一五番地一

株式会社ホットスタッフ加古川

代表取締役　立山　豊

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年四月十八日

広島市西区天満町七番五―八〇四号

有限会社ウラシマ

取締役　中村　信子

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年五月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年五月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月十八日

東京都千代田区岩本町三丁目一一番一一号

株式会社プルータス

代表取締役　佐藤　徹

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である金守浩之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十八日

東京都練馬区上石神井三丁目一番二四号

オフィス・アイティ・インク

日本における代表者　金守　浩之

**限定承認公告**

本籍島根県松江市伊勢宮町五〇四番地、最後の住所島根県松江市伊勢宮町五〇一番地三五

被相続人　亡　福島　嘉久

右被相続人は平成三十年一月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年四月六日松江家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

島根県松江市上乃木一丁目二二番六号

限定承認者　福島　眞樹

**債権申出の公告（第三回）**

当社は平成三十年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十八日

大阪市旭区新森四―五―一六

旭鍍金工業株式会社

確定給付企業年金清算人　岩本　昌憲

**訂正公告**

平成三十年四月九日掲載の工場財団中、「秋田県能代市浅内字大館南沢六四番八ＪＲＥ能代三種の工場財団」とあるは、「東京都港区六本木六丁目弐番参壱号六本木ヒルズノースタワー一五階合同会社ＪＲＥ能代三種の工場財団」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月十八日

秋田地方法務局能代支局長　大野　忠一

**訂正公告**

平成二十八年十二月二十一日及び平成二十九年十二月二十日掲載の決算公告（枠組）中、「代表取締役　福岡　良介」とあるは「代表取締役　関口　貢正」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

ＡＲＫアセットマネジメント株式会社

代表取締役　関口　貢正

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 八五五 | 上 | 終りから一六 | 第六十一条 | 第二十五条 |
| 八五六 | 上 | 終りから六 | 第一条 | 第二条 |
| 〃 | 〃 | 四 | 以下 | 以下この欄において |
| 〃 | 〃 | 終りから一一 | 1 | 1 |
| 〃 | 〃 | 終りから一一～一八 | 2 | 2 |
| 〃 | 〃 | 一七 | 並びに | 、 |
| 〃 | 下 | 八 | 財務大臣 | 財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）、 |
| 〃 | 〃 | 九 | 第百九十二号 | 第百九十二号。以下「農研機構法」という。 |
| 〃 | 〃 | 二四 | 第五条第二項第三号 | 第五条第一項の表特定放射光施設の項第三号及び特定高速電子計算機施設の項第二号 |

（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 八五五 | 上 | 一八 | 管理の方法 | 方法 |
| 〃 | 〃 | 二〇 | 基金（以下この基金項において「基金」という。） | |

（原稿誤り）

八五五ページ上段終りから一八行目から九行目は次のとおりの誤り。

三　当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含む。）を当該基金に組み入れることとしていること。

四　当該基金への財産の組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。

五　当該基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈（以下この号において「贈与等」という。）をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。）及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後三月以内に、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から五年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十八日付第八七号六四　ページ●同日付政府調達第七二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）